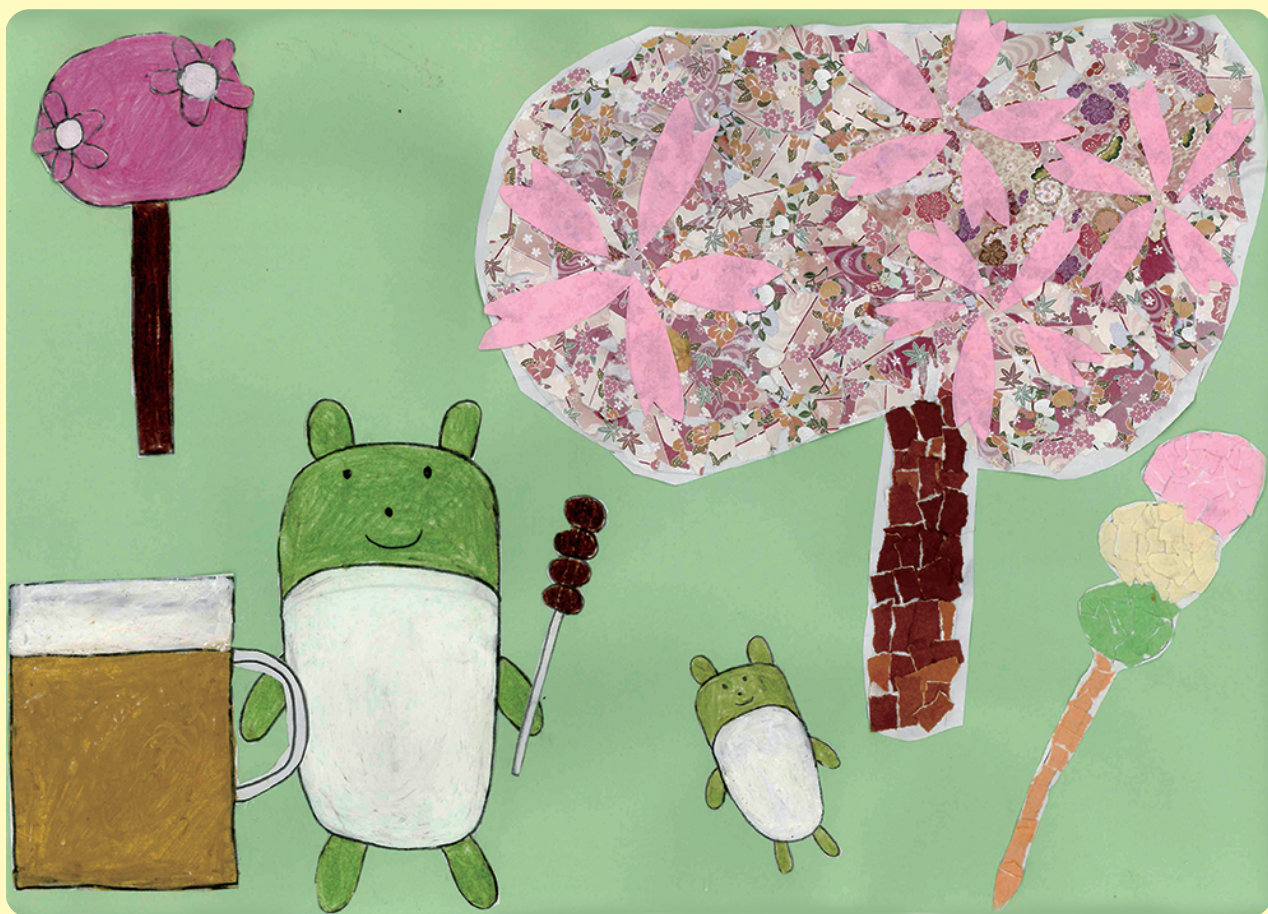


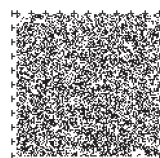
坂城町障害者計画

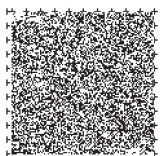
令和3年度——令和8年度
(2021年度～2026年度)

～障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い
誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指して～



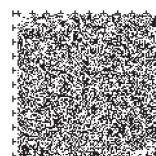
令和3年3月
坂 城 町



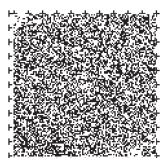


坂城町障害者計画

坂 城 町



この冊子には、目の不自由な人のために各ページに「Uni-Voice」を添付してあります。



障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指して



本町では、平成 23 年に策定した坂城町障害者計画で掲げた「障害が重くても、地域で当たり前の生活ができる社会を創る」という基本理念に沿って、障がいのある人もない人もともに生きる福祉と健康のまちづくりを進めてまいりました。

この間、平成 25 年に「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されたことにより、難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、平成 24 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行され、障がいのある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

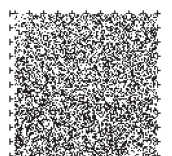
また、障がいのある人や介助者の高齢化など、障がい者等を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢を踏まえ、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、令和 3 年度を初年度とする坂城町障害者計画を策定しました。本計画では、これまでの取組をさらに深化し、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指す」ことを基本理念として、施策の展開を図ってまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などでご協力をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

坂城町長 山 村 弘



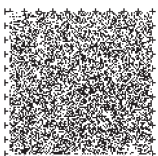
目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の推進	3
5 障がい者（児）を取り巻く状況	3
第2章 障がいのある人の状況	7
1 人口の推移	8
2 世帯数の推移	9
3 障害者手帳等の所持者の状況	10
4 アンケート調査結果の概要	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	16
2 施策体系	17
第4章 地域生活の支援と暮らしやすいまちづくり	19
1 居宅サービス・日中サービスの充実	20
2 生活の安定のための支援	22
3 安全な暮らしの確保	24
4 誰もが住みやすいまちづくり	26
第5章 社会参加の促進	29
1 就労の支援	30
2 移動支援・情報コミュニケーションの充実	32
3 スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興	34
第6章 特性に応じた支援	37
1 多様な障がいに対する支援	38
2 教育・療育体制の充実	40
3 多職種連携による支援	41
第7章 権利擁護の推進	43
1 障がいに対する理解の促進	44
2 権利擁護の推進	46
資料編	49

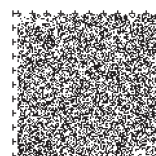
本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記のとおりとします。

○特定の事項を示さない、人や人の状態を表す場合についてはひらがなの「がい」を使い「障がい」と表記します。

○法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称や組織名、事業等の固有名称を示す場合は漢字の「害」を使った「障害」と表記します。（例：障害者総合支援法）



第 1 章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

坂城町（以下、本町という）では、平成23年度から令和2年度を計画期間とする「坂城町第5次長期総合計画」の中で「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」を目標とし、その実現に向けた取組を推進してきました。

また、長期総合計画を具体的に推進するため「坂城町障害者計画」を策定し、総合的かつ計画的に障がい福祉施策に取り組んできましたが、今年度が計画の最終年度にあたり、社会環境の変化や関連法令・制度等の動きを踏まえ、様々な課題に対応した障がい福祉施策を推進するため新たに「坂城町障害者計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

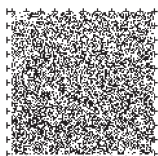
また、本町の上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

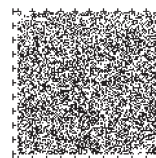
3 計画期間

前計画では、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間としてきました。本計画では、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定年次と整合を図るとともに、長野県の障がい者施策の動向を把握し的確に計画へ反映していくため、計画期間を変更し、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、計画期間中に法制度や社会情勢等に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者計画	前計画 (平成 23 年度～)			本計画					
障害福祉計画 (3 年間)	第 5 期			第 6 期			第 7 期		
障害児福祉計画 (3 年間)	第 1 期			第 2 期			第 3 期		
長期総合計画 (10 年間)	第 5 次 (平成 23 年度～)			第 6 次(～令和 12 年度)					
長野県障害者計画 (6 年間)	長野県障がい者プラン 2018						次期県計画		





4 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の策定にあたって、地域の有識者や障がい者団体の代表等によって構成される「坂城町障害者計画等策定委員会」を設置し、障害福祉計画及び障害児福祉計画と一体的に審議を行います。併せて、保健・福祉・雇用・教育等、全庁的な調整を図っています。

また、本計画の策定にあたっては、障がい者本人や家族へのアンケート調査を通じての実態把握や方向性についての検討も踏まえて策定します。

また、障がいのある人への支援においては、高い専門性が必要なことから、千曲・坂城地域自立支援協議会、障がい者団体、福祉サービス事業所、県や他市町村等、障がい福祉に係る関係機関との連携を強化し、情報共有を図りながら、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、施策・事業の進捗状況について点検・評価を行い、施策・事業の改善等につなげていくとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

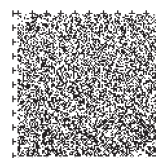
5 障がい者（児）を取り巻く状況

(1) 関連法令・制度の動き

我が国の障がい福祉制度は、平成15年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障がいのある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。平成18年には、それまで身体・知的・精神の障がい種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、平成25年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

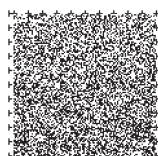
また、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障がいのある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。



平成28年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められています。

平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和2年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障がい福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

年	障がい者施策の動向
平成18年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21年	障害者制度改革推進会議
平成23年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28年	改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元年	障害者活躍推進プラン公表（平成31年4月） 視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律の施行（令和元年6月28日）
令和2年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行（令和2年6月19日） 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行（令和2年12月1日）



(2) 長野県の取組

長野県は、平成30年3月に長野県障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体化した「長野県障がい者プラン2018」を策定しています。

「長野県障がい者プラン2018」では、その基本理念を「障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。」とし、以下を重点的に取り組む施策として掲げています。

本計画の策定においても、この施策に沿った内容となるよう留意します。

◆ 障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

◆ 地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス提供基盤の整備等の取組を推進します。

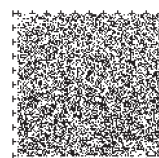
◆ 社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

◆ 多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。



(3) SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

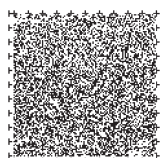
SDGs については、我が国でも積極的に取り組まれており、本町においても上位計画である「第6次長期総合計画」をはじめとして、各種計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。



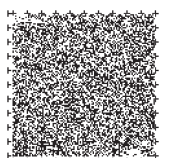
本計画においても、施策を通じて目指すべきSDGsの各目標を示し、町の施策とSDGsの17の目標※との関連付けをしています。

第4章から第7章まで、ページの右肩に表示されたSDGsのアイコンは、各施策に対応するSDGsの目標を示しています。

※ SDGs 17 の目標：詳細は資料編に掲載しています。



第2章 障がいのある人の状況

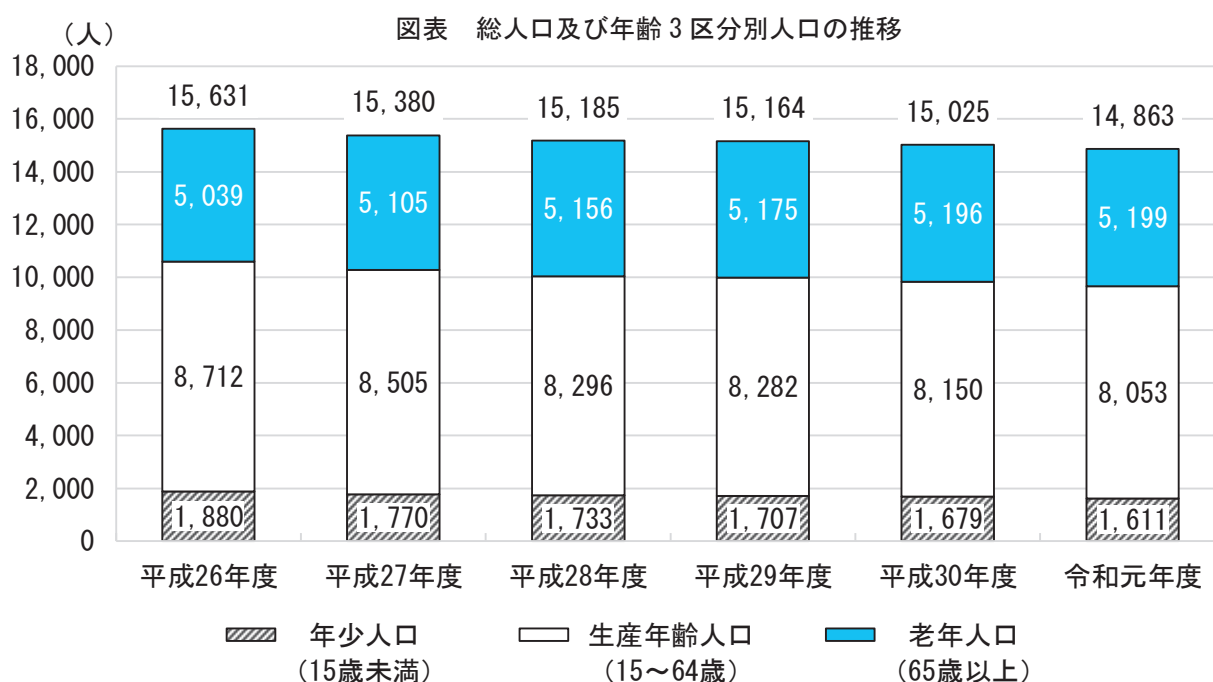


第2章 障がいのある人の状況

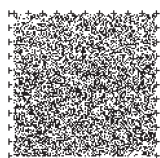
1 人口の推移

住民基本台帳における総人口は、令和元年度末現在で 14,863 人となっています。総人口の推移をみると、平成 26 年度から令和元年度までの 5 年間で、768 人（4.9%）減少しています。

また、年齢 3 区分別の推移をみると、年少人口は 269 人（14.3%）、生産年齢人口は 659 人（7.6%）減少、老年人口は 160 人（3.2%）増加しており、高齢化が進行している状態といえます。



資料：住民基本台帳 各年度末現在

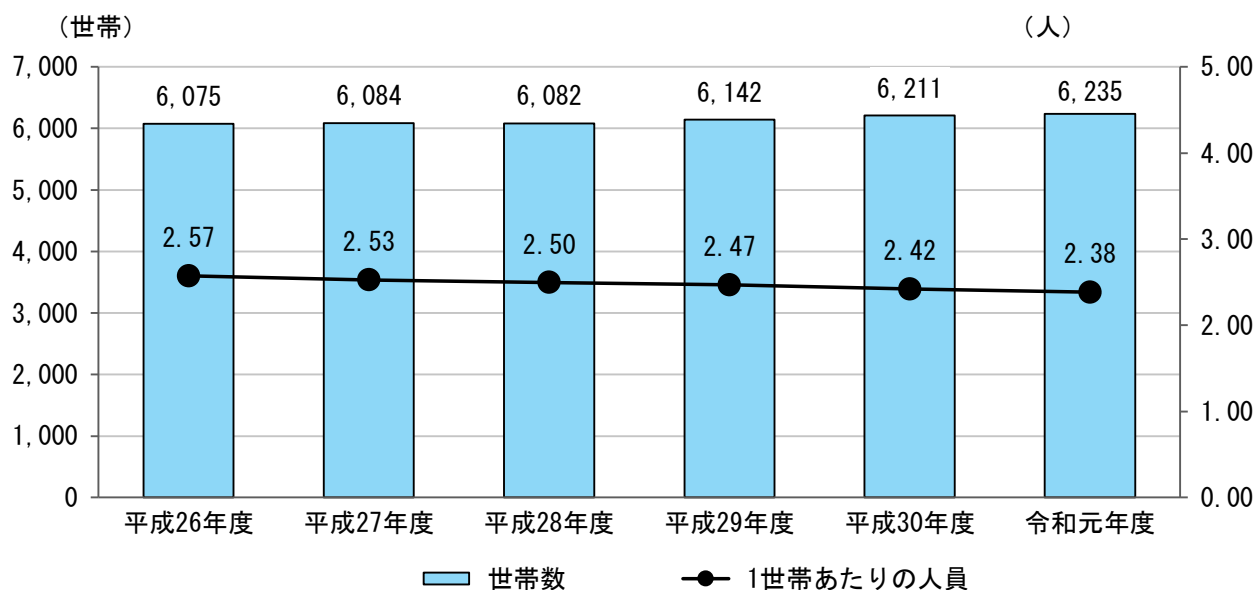


2 世帯数の推移

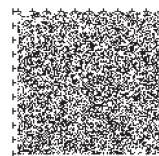
住民基本台帳における世帯数は、令和元年度末現在で 6,235 世帯となっています。平成 26 年度以降、5 年間の推移をみると増加傾向にあり、平成 26 年度と令和元年度を比較すると 160 世帯（2.6%）増加しています。

一方、1 世帯あたりの人員は減少傾向となっており、令和元年度は 2.38 人となっています。

図表 世帯数・1 世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳 各年度末現在



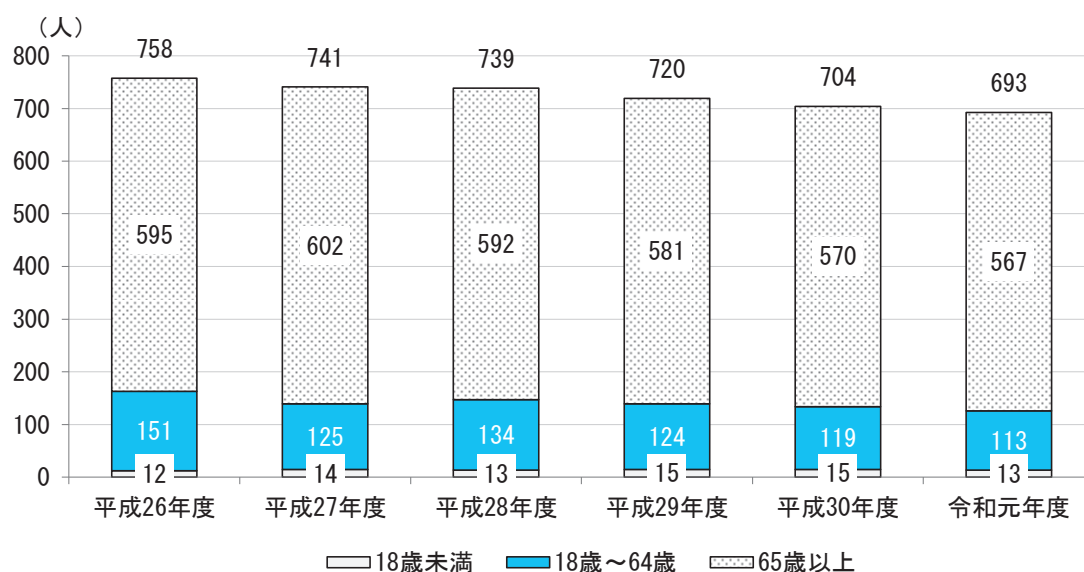
3 障害者手帳等の所持者の状況

(1) 身体障がい者

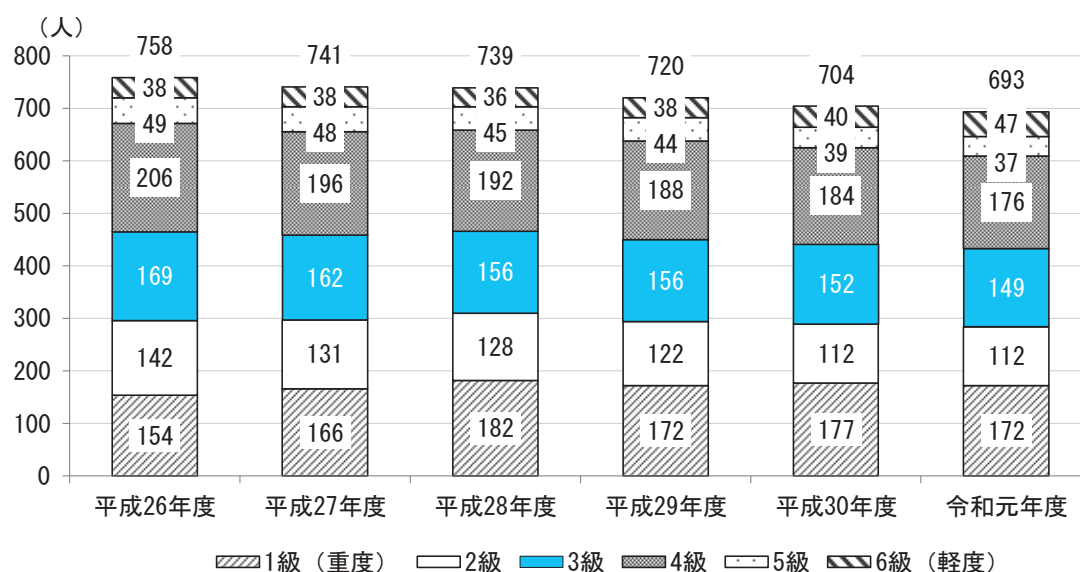
本町の身体障害者手帳所持者数は、平成26年度以降年々減少しています。

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳～64歳、65歳以上において減少傾向にあり、令和元年度末現在の所持者数は18歳未満が13人、18歳～64歳が113人、65歳以上が567人と約8割が高齢者となっています。

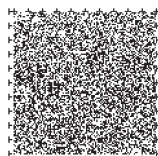
図表 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



図表 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：坂城町福祉健康課 各年度末現在

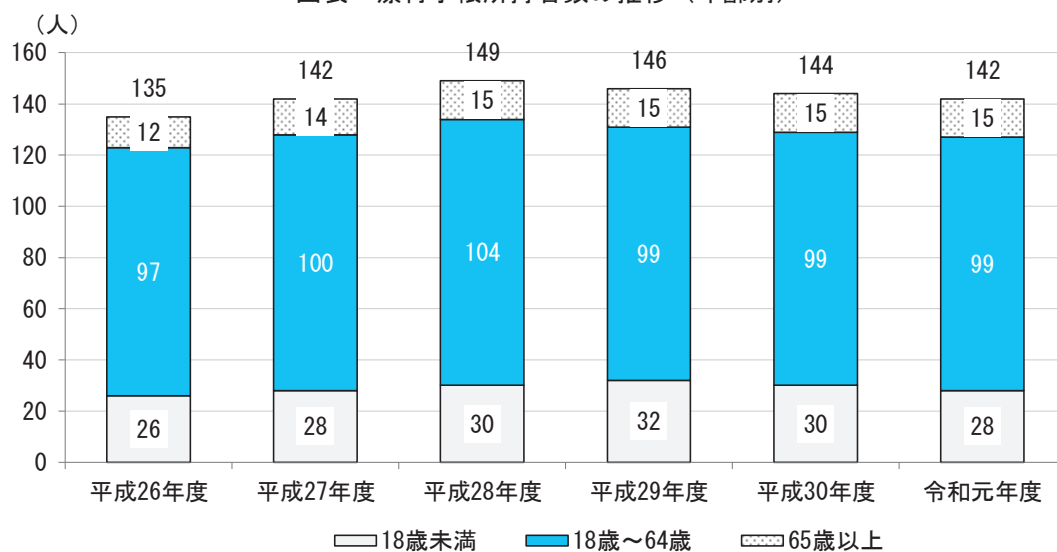


(2) 知的障がい者

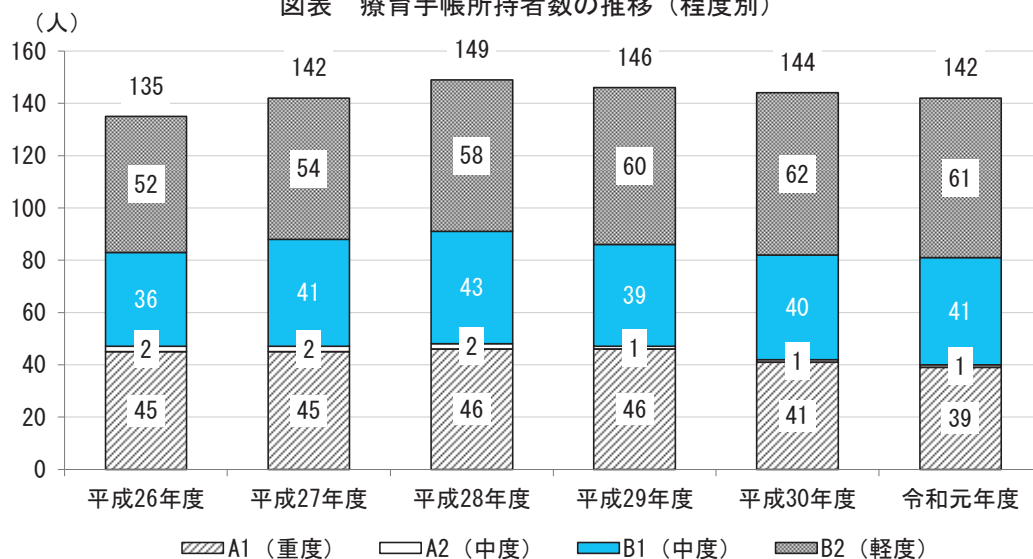
本町の療育手帳所持者数は、平成28年度をピークに年々減少しています。年齢別の推移をみると、18歳未満は平成29年度をピークに減少、18歳～64歳は平成29年度、65歳以上は平成28年度以降横ばいで推移しています。

障がい程度別の推移をみると、平成26年度から令和元年度までの5年間でA1は39～46人、A2は1～2人、B1は36～43人、B2は52～62人でそれぞれ推移しています。

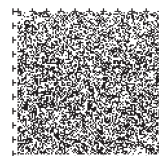
図表 療育手帳所持者数の推移（年齢別）



図表 療育手帳所持者数の推移（程度別）



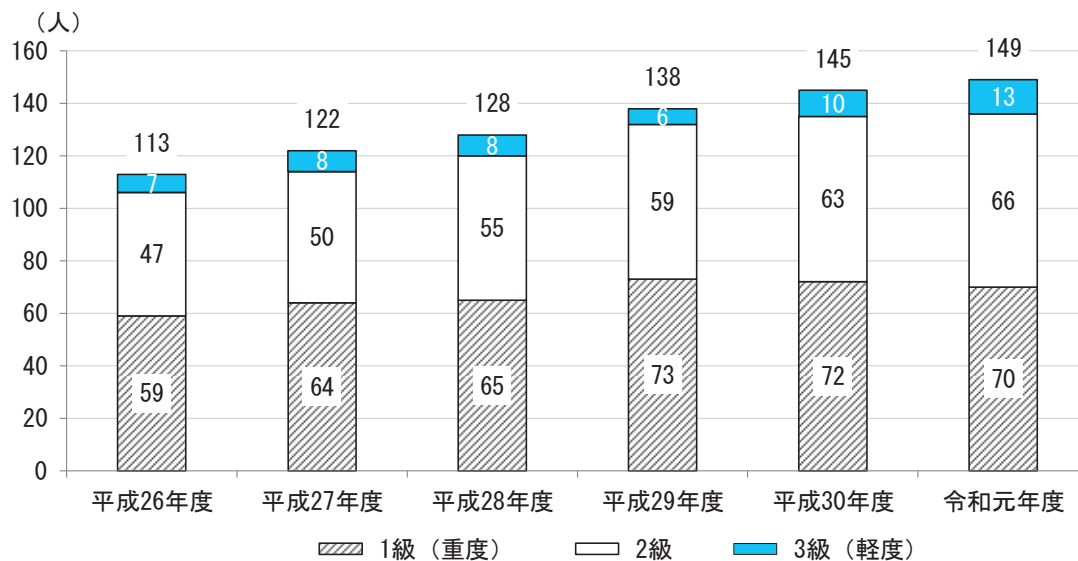
資料：坂城町福祉健康課 各年度末現在



(3) 精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度以降年々増加しています。平成26年度の113人から6年間で36人増加し、令和元年度末現在で149人となっています。等級別の推移をみると、平成26年度から令和元年度までの5年間で、1級は平成29年度末をピークにやや減少しているものの、2級、3級は増加傾向にあり、全体でも増加傾向で推移しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：坂城町保健センター 各年度末現在

【参考】自立支援医療（精神通院費）受給者数

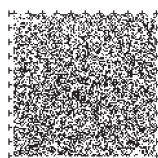
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和元年度末現在で232人となっています。平成26年度から令和元年度までの推移をみると、195人～232人の間で増減を繰り返して推移しており、受給者の平均人数は218人となっています。

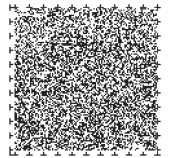
図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

単位：（人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神通院医療受給者	195	217	230	219	213	232

資料：坂城町保健センター 各年度末現在





4 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の実施概要

- 調査目的：本計画の策定にあたり、障がいのある方の日常生活の状況や障がい福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、アンケート調査を行いました。
- 調査対象：町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、特別児童扶養手当受給者、児童通所支援利用者、難病等患者見舞金支給者
- 調査期間：令和2年7月10日（金）から22日（水）まで
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 留意事項：調査結果を読む際の留意点は以下のとおりです。
 - 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
 - 回答者の構成比（百分率）は、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、各選択肢の比率の合計が100%とならないことがあります。
 - 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では一部省略した表現を用いています。

(2) アンケート回収結果

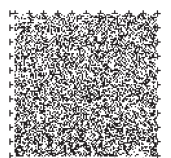
種 別	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート調査	1018 票	539 票	52.95%

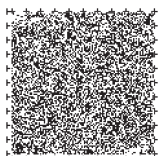
(3) 課題の整理

調査結果では、障がい者の就労支援として必要なことについて、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」や「職場の障がい者理解」が上位に挙げられており、希望する生活を送るために必要な支援についても、約2割が「地域住民等の理解」と回答しています。職場や地域で住民一人ひとりが障がいや疾病に対する正しい理解と認識を深めるため、理解促進への取組が求められています。

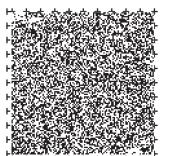
また、災害時に避難所の設備や生活環境が不安といった意見も見られることから、防災対策や、ソフト・ハードの両面から障がいに配慮した、安心・安全なまちづくりを目指します。地域での孤立や社会的排除をなくし、お互いに尊重し、支え合っていくことができる社会を構築する必要があります。

障がい福祉サービスの利用意向については、ニーズの多様化が見て取ることができます。保健、医療、福祉と多くの分野にまたがる障がい者施策においては、障がい者のニーズも生活支援、生活環境、雇用や就労、教育や療養など様々です。障がい者が適切な支援を受けるためには、支援の担い手が連携を図り、迅速・的確なサービスの提供につなげることが重要であり、ライフステージに沿った各分野の総合的、横断的な施策展開の推進が求められています。





第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い
誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指します**

前計画では、『障がいが高くても、地域で当たり前の生活ができる社会を創る』ことを基本理念として定め、様々な障がい者施策を展開してきました。

これは、行政のみならず、住民・関係機関・団体等がそれぞれの立場において連携して支援を行うことで、障がい者が地域社会の中で、主体的に自己実現のできるまちを目指したものです。

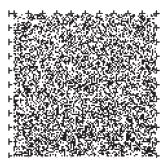
国は、障害者権利条約に掲げられている障がい者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に則し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第4次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念に即し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

令和2年5月に改正された国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針においても、「地域共生社会の実現」が掲げられ、地域のあらゆる住民が支え手と受け手にわかれるのではなく、ともに住みやすい地域をつくっていくことが重要とされています。

こうしたことから、本計画では、前計画の理念を引き継ぎつつ、標記のとおり基本理念を定め、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けた施策を展開することとします。

また、「SDGsの達成」と「デジタル変革への取組」を取り組むべきテーマとして位置づけます。



2 施策体系

地域生活の支援と暮らしやすいまちづくり

- 1 居宅サービス・日中サービスの充実
- 2 生活の安定のための支援
- 3 安全な暮らしの確保
- 4 誰もが住みよいまちづくり

社会参加の促進

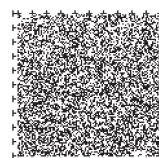
- 1 就労の支援
- 2 移動支援・情報コミュニケーションの充実
- 3 スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

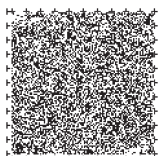
特性に応じた支援

- 1 多様な障がいに対する支援
- 2 教育・療育体制の充実
- 3 多職種連携による支援

権利擁護の推進

- 1 障がいに対する理解の促進
- 2 権利擁護の推進

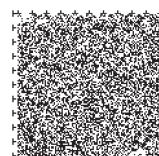




第4章 地域生活の支援と 暮らしやすいまちづくり



※ SDGsの詳細は、P6及び資料編に掲載しています。



第4章 地域生活の支援と暮らしやすいまちづくり



1 居宅サービス・日中サービスの充実

● 現状と課題

高齢化に伴う障がいの重度化や重複化、障がいのある人や介護者の高齢化など、在宅での生活が困難な家庭が増加しており、障がい者に対する支援のニーズは多様化しています。

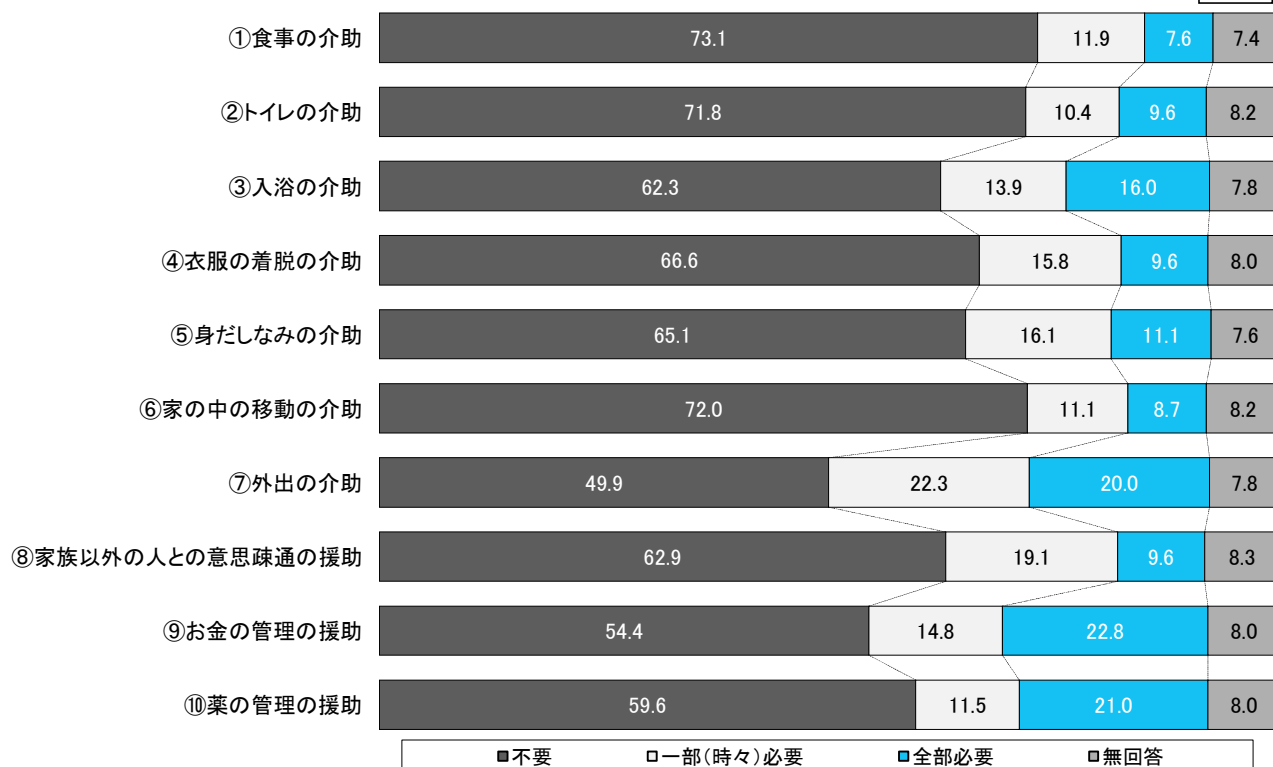
地域で暮らし続けていくためには、身の回りのことや家事などの支援をいつでも受けられる体制づくりが必要です。

住み慣れた地域の中で、安心して生活を続けていくために、家族構成、障がい種別等、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保とさらなるサービスの質の向上を図る必要があります。

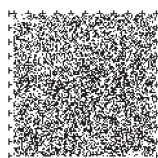
図表 日常生活に必要な支援（単一回答）

単位：%

n=539



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○相談支援体制の充実

- ・千曲・坂城地域障がい者（児）基幹相談支援センターと連携し、利用者の多様なニーズに応じられる総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・地域の相談支援事業者と連携の強化を図り、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。また、地域の課題についての協議や相談支援専門員への助言・指導等を実施する中核的役割を果たす、「主任相談支援専門員」の計画的な配置を目指します。
- ・本人や家族が希望する生活を実現するために、障がい福祉サービスを利用する人の状況の変化等に応じたニーズを把握し、サービスに関する調整等を定期的・継続的に実施します。

○在宅福祉サービスの充実

- ・住み慣れた自宅で安心・安全に生活できるよう、サービス提供事業所などと連携を図り、必要なサービス提供量の確保とともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・自立支援協議会、サービス提供事業所及び関係機関と連携し、福祉人材の確保やサービスの資質及び技術の向上を図ります。
- ・障がい者が希望する生活を送るために、課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った支援を実施します。

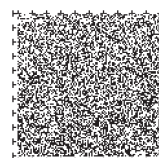
○日中活動サービスの充実

- ・日中活動の場や居場所となる施設・サービスの充実のため、サービス提供事業所と連携し、サービス提供基盤の確保に努めます。

○家族・介助者への支援

- ・障がいのある人の体調等の変化や、支援者の緊急時やレスパイト※のため状況に応じて一時的に利用できるショートステイや日中一時支援事業等の充実を図ります。

※ レスパイト：介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。



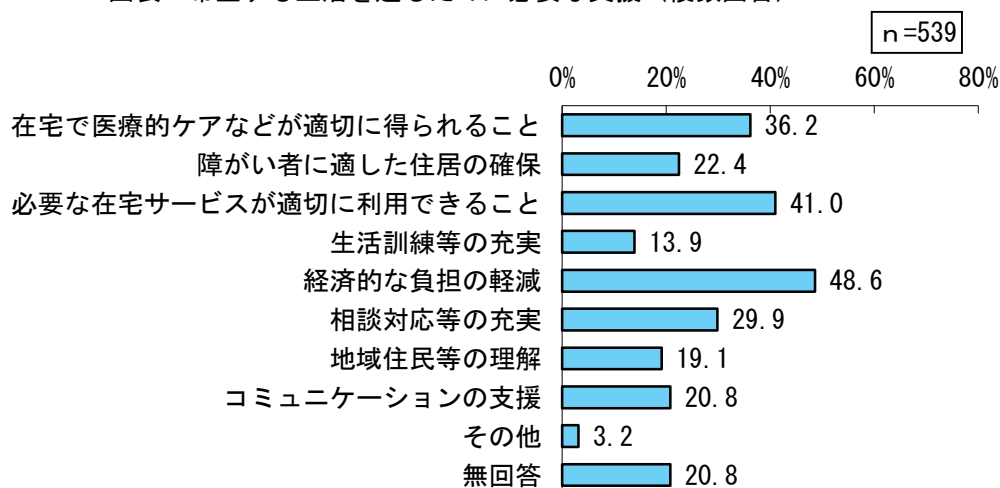
2 生活の安定のための支援

● 現状と課題

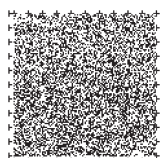
障がいの状況や年齢等によって就労が困難な場合も多く、自立した地域生活を送るためには、年金や各種手当等の所得保障が不可欠です。本町では、国の制度に基づいた各種年金・手当等の支給に加え、町独自に対象を拡大した取組や給付制度により医療や生活等にかかる経済的負担の軽減を図っています。

アンケート調査結果では、地域で希望する生活を送るために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が最も高い割合となっており、障がいのある人の生活の安定のため、今後も障がい者の自立や家計への負担の軽減に配慮した事業の展開が求められています。

図表 希望する生活を送るために必要な支援（複数回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



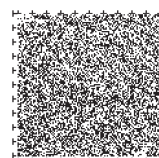
● 施策の内容

○経済的な支援

- ・ 自立支援医療制度、さかき福祉医療費サポート資金貸付制度、福祉医療費の補助対象拡大など、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 重度心身障害者福祉年金支給、難病等患者見舞金支給、介護用品購入費用支給など、生活にかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- ・ 障がいのある人が、自立した地域生活を送るために、就労の支援による経済的な自立を図るとともに、障がい程度や生活状況に応じた各種手当の支給など所得保障の拡充に努めます。
- ・ 社会環境の変化や生活水準の向上等に対応した所得保障の拡充について、国に要望していきます。

○制度の周知・利用促進

- ・ 税制上の優遇措置、低所得者に対する障がい福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を、障害者手帳交付時や町ホームページ、しおり等によりわかりやすく案内・周知します。
- ・ 障がい、高齢、生活困窮など複合的な課題があっても、一元的に相談支援が行える体制の構築を図ります。
- ・ 生活就労支援センター（まいさぽ信州長野）や千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターなどの関係機関と連携し、必要な手続きの助言や支援を行い、利用の促進を図ります。



3 安全な暮らしの確保

● 現状と課題

度重なる自然災害の経験から、災害時における障がい者の避難支援の重要性が浮き彫りになり、避難情報の伝達や避難行動の支援に加え、障がいに配慮した避難所内の対策を行うなど、安心して避難生活を送ることができる環境の整備が求められています。

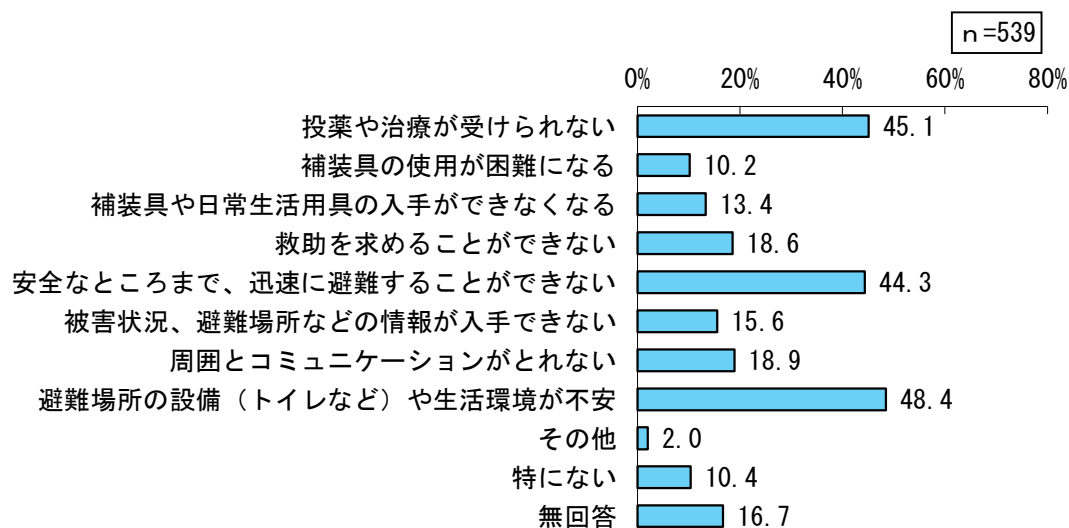
災害時に自力での避難が困難な方への支援として、避難行動要支援者名簿、災害時住民支え合いマップの活用、個別支援計画の策定など自主防災組織や関係機関と連携した避難支援体制の構築が必要です。また、避難所については、環境整備や支援が必要な人に配慮した運営が求められています。

地域で安心して自立した生活を送るために、入所施設や医療機関から地域生活への移行の受け皿となる生活の場の確保や障がいの特性に応じた支援ができるよう、地域生活支援体制を整備する必要があります。

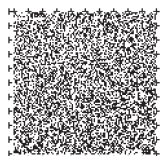
特殊詐欺被害や障がい者が被害者となる犯罪が問題となっており、犯罪から身を守るため地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

町では、新型コロナウイルスの感染が拡大した際には、事業所へのマスク等衛生用品の緊急調達や、感染症対策に要した費用の助成などを実施しました。今後も、大規模な感染症の発生に備え、国や県と連携を強化するとともに、緊急時でも必要なサービスが受けられるよう事業所への支援や連携強化が求められています。

図表 災害時に困ること（複数回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○生活の場の確保

- ・障がい者の地域生活への移行のための重要な受け皿となる、グループホームなどを整備する事業者に必要な支援をするなど、サービス提供基盤の充実に努めます。
- ・日中活動を一体的に提供するグループホームなどの障がい者支援施設の整備を、広域的な連携を図り、推進します。
- ・精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を強化します。

○防災対策の強化

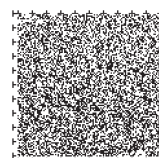
- ・災害時に支援が必要な要支援者（災害時要配慮者）の安全を確保するため、自主防災組織や関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。
- ・平時より要支援者の見守り体制の構築を図り、災害時や緊急時に迅速に対応できるよう努めます。
- ・避難所の環境整備のため、非常用の物資の計画的な備蓄を進めます。
- ・避難所において、要支援者に配慮した運営を行うため、職員研修や防災訓練等を通じて職員や自主防災組織などのスキル向上に努めます。
- ・災害時等における要支援者の緊急受入れに関する協定締結を進めます。
- ・障がいのある人に配慮した、避難所の運営体制の構築を図ります。

○防犯対策の推進

- ・防災意識の啓発を図るとともに、地域住民、警察、防犯協会など関係機関と連携を強化し犯罪のないまちづくりを推進します。

○感染症への対策

- ・障がい福祉サービス事業所等での感染症発生時において、必要なサービスの提供が継続するための支援や、代替サービスの確保に向けた体制の構築を図ります。
- ・大規模な感染症が発生した場合に備え、国・県と連携し、全庁体制で対応をします。
- ・感染した人等に対する差別、偏見の防止に努めます。



4 誰もが住みやすいまちづくり

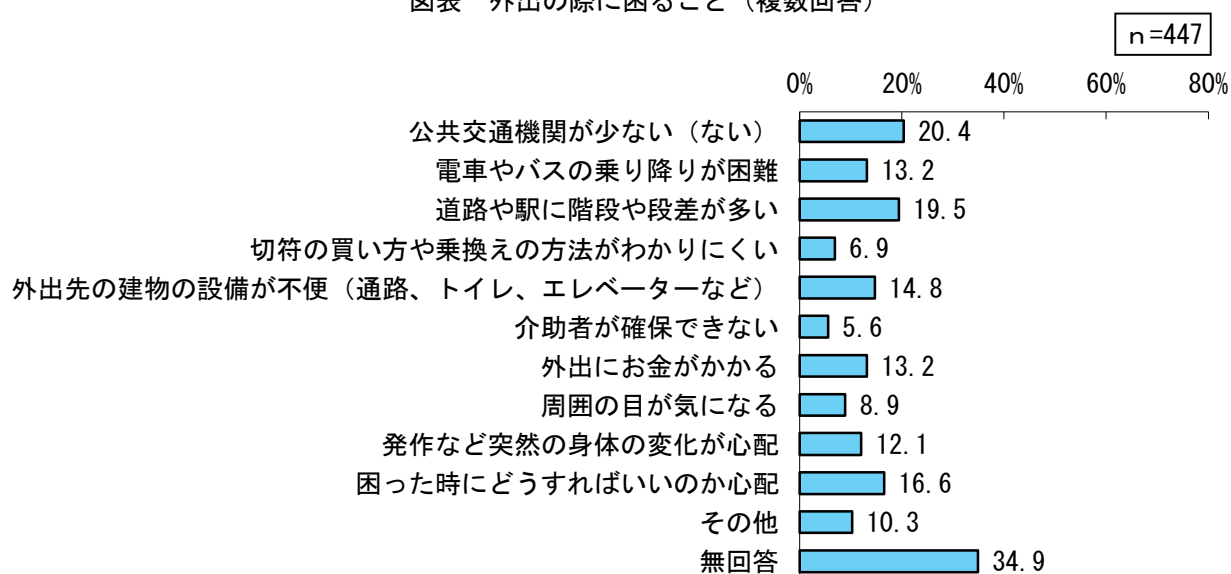
● 現状と課題

障がいのある人の移動手段として、タクシーや自家用車などの個別輸送手段への依存が高い状況であり、今後も障がいのある人や介助者の高齢化に伴い、移動が困難な方の増加が見込まれます。

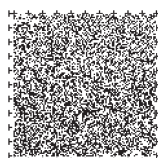
障がいのある人の安全性・快適性に配慮したまちづくりを推進するため、歩道の拡幅整備や段差・傾斜・勾配の改善など、都市環境のバリアフリー化や公共交通の確保・維持が必要です。

障がいのある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりのため、ハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、「心のバリアフリー」を促進することが必要です。

図表 外出の際に困ること（複数回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○安心して暮らせるまちづくり

- すべての人が使いやすくわかりやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※¹化の推進を図ります。
- 公共施設の整備・改修にあたっては、アクセシビリティ※²の拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。
- 信州パーキングパーミット制度の普及・啓発を図ります。
- 行政機関の窓口や選挙等において、必要な環境の整備や障がいの特性に応じた合理的配慮※³の提供に努めます。

○交通のバリアフリー化

- 循環バスの無料化や乗降時の配慮など、障がいのある人が利用しやすいよう努めます。
- 駅や駅周辺のバリアフリー化、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保など総合的な整備の促進を図ります。

○心のバリアフリー化

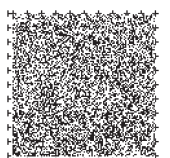
- 心のバリアフリー化の実現のため、講演会や研修会などを開催し、理解の促進を図ります。
- 幼少期・学童期から、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが重要であるため、インクルーシブ教育※⁴のさらなる充実を図ります。

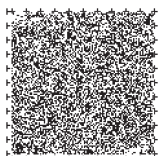
※¹ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

※² アクセシビリティ：情報の入手のしやすさ、施設や機器の利用のしやすさ。年齢や身体障がい等による利用の障壁を取り除き、障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、交通手段や施設等の利用、諸活動への参加ができること。

※³ 合理的配慮：障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。

※⁴ インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。

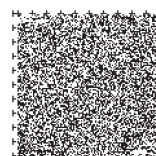




第5章 社会参加の促進



※ S D G s の詳細は、P6 及び資料編に掲載しています。



第5章 社会参加の促進



1 就労の支援

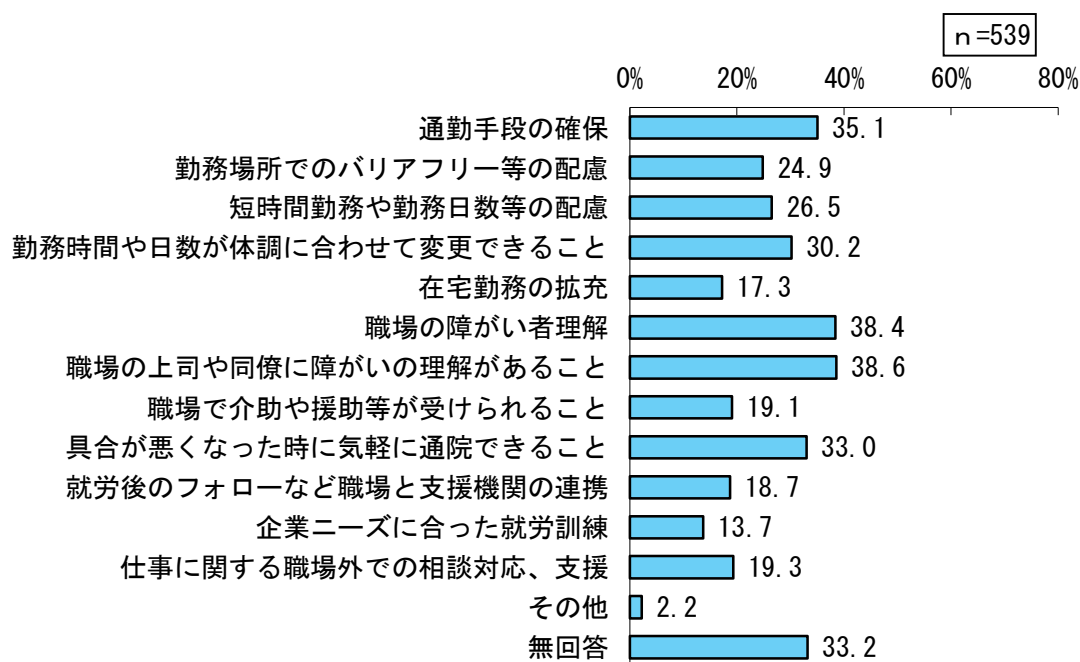
● 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、働くことは自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。職業訓練中や就労後におけるフォローアップ体制や適切なサービス利用に対する指導、助言を行うための相談窓口を充実させる必要があり、定期的なモニタリング※と関係者間で連携した支援が求められます。

一人ひとりに適した就労の選択や、就労後の職場への定着を促進するため、その前段階における就労訓練及びサポート支援が必要です。

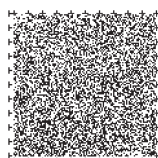
障がいのある人が、特性や個性を尊重され、いきいきとした生活を送るためには、合理的な配慮に基づいた就労環境の整備が必要です。

図表 障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査

※ モニタリング：ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。



● 施策の内容

○就労の支援

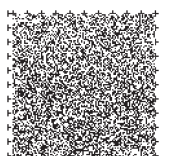
- ・就労を希望する人への就労支援の充実を図るとともに、特性や個々の能力に合わせた就労ができるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。
- ・就労可能な職種の開発や円滑に就労につなげるための体制、就労に関する相談支援体制の強化を図るため、関係機関との連携を図ります。
- ・サービス提供事業所と連携を図り、必要な知識や能力の向上と生産活動等の機会を提供し、一般就労に向けた活動を支援するとともに、職業訓練機会の確保、一人ひとりの能力に応じた就労の促進、定着支援を進めます。
- ・就労移行支援事業所と連携し、一般就労先の開拓や成功事例などの情報共有を図ります。
- ・民間事業者、就労コーディネーター、ハローワークなどの関係機関と連携し、障がい者の雇用を促進するとともに、就労相談の充実や就労能力の開発支援に努めます。

○雇用の促進

- ・事業者の合理的配慮等、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行います。
- ・町職員の採用において、障がい者の法定雇用率を引き続き達成できるよう積極的な取組を行います。
- ・企業等に対して障がい者の法定雇用率の引き上げや、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障がい者雇用の一層の促進を図ります。

○就業機会の創出

- ・町における物品調達、役務の提供など、障がい者就労施設などからの優先的・積極的な調達を推進します。
- ・自立支援協議会を通じて、障がい者就労の施策の推進を図ります。



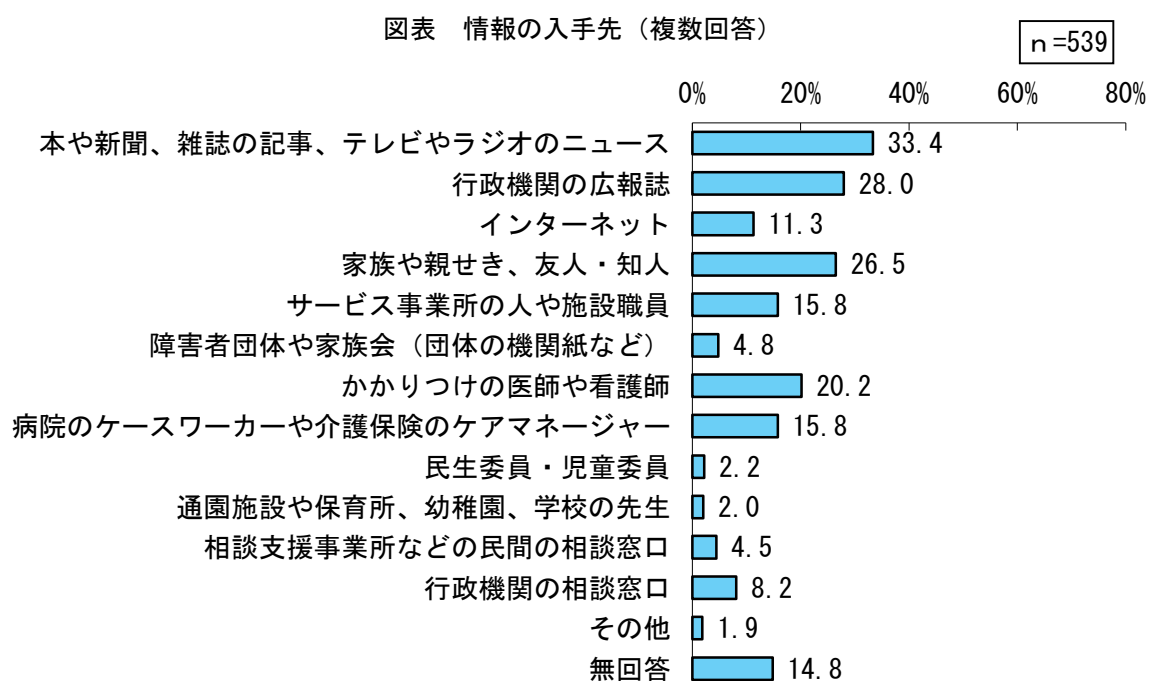
2 移動支援・情報コミュニケーションの充実

● 現状と課題

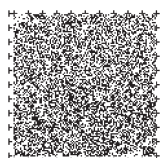
障がいのある人の自立した日常生活や社会参加の促進のためにも、移動支援や情報コミュニケーションの充実が必要です。

移動が困難な障がいのある人が外出や社会参加をするために、移動手段の確保や歩行空間の整備は重要です。様々な社会活動に参加するために移動が容易にできるよう、交通・移動対策を進める必要があります。

インターネットの急速な普及や情報通信技術の発展により、情報通信機器を利用する機会が増えています。障がいの有無にかかわらず、情報通信技術をコミュニケーションや情報発信の手段として円滑に利用できるよう、アクセシビリティに配慮した環境づくりが求められています。



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○移動支援の充実

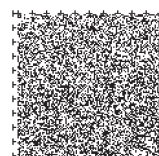
- ・移動が困難な障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援事業等による外出支援の充実とその利用促進を図ります。
- ・駅や駅周辺のバリアフリー化、循環バスの運行計画の改善など利用者の利便性を重視し、一層の充実を図ります。
- ・福祉タクシー利用券や福祉有償運送サービス等を活用し、移動手段の充実に努めます。
- ・必要とされる人に、身体障がい者補助犬の給付を行います。また、身体障がい者補助犬に関する理解の促進を図ります。

○情報コミュニケーションの充実

- ・視覚障がい者、聴覚障がい者等に対して、点訳・朗読・手話等各種奉仕員の養成、派遣、手話通訳者の配置等、障がい特性等を踏まえ、一人ひとりに合った手段や方法でコミュニケーションが取れるよう、意思疎通支援事業の充実を図り、社会参加の場を広げる取組を進めます。
- ・町ホームページは、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう、情報へのアクセシビリティに配慮した運営に努めます。
- ・情報手段の確保として、避難所への公衆無線LANの整備や聴覚障がい者の家庭へ文字表示機能付きの戸別受信機（防災行政無線用）の貸与を行います。



文字表示機能付戸別受信機（防災行政無線用）



3 スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

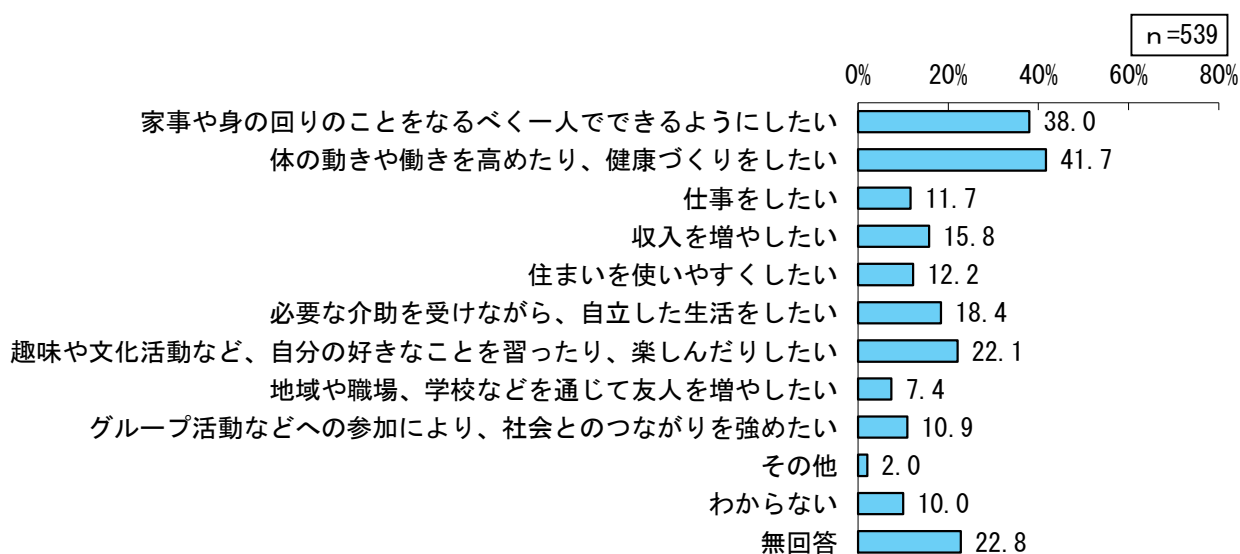
● 現状と課題

障がいのある人による文化芸術活動の場の機会が広がってきています。障がいのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化・芸術活動を通じた社会との交流の機会の創出が求められています。

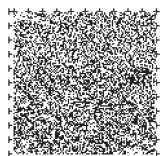
文化芸術活動及びスポーツへの参加は、自身の生活を豊かにするとともに、広く障がいへの理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与することにもなります。

また、オリンピック・パラリンピックの開催は、障がい者スポーツに対する関心を高め、その普及促進において大きな契機となりえます。アンケート調査結果においても、これから取り組みたい活動として、「体の動きや働きを高めたり、健康づくりをしたい」、「趣味や文化活動など、自分の好きなことを習ったり、楽しんだりしたい」が上位に挙げられており、スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動への関心が高いことから、誰もが参加できる機会の創出が必要です。

図表 これから取り組みたい活動（複数回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○スポーツ活動の振興

- ・長野地区や県の障がい者スポーツ大会の参加の促進を行い、障がいがあっても気軽に楽しむことができるスポーツに触れる機会の充実を図ります。
- ・文化・スポーツ施設の整備にあたり、ユニバーサルデザイン化を推進します。

○文化芸術活動の振興

- ・障がいのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化・芸術活動を通じた社会との交流の機会や生きがいの創出に努めます。
- ・視覚障がいのある人の社会参加と生活の質の向上を図るため、読書バリアフリー法の趣旨に沿い、点訳書、デージー図書*などの利用しやすい書籍等を推進します。

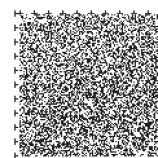
○レクリエーション活動の振興

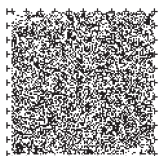
- ・障がいの有無にかかわらず、軽スポーツ・レクリエーションを通して交流する機会の充実を図ります。



軽スポーツ・レクリエーション交流ブース

* デイジー図書：デジタル録音図書のこと。音声のみの音声デイジー、文字だけで作成されており、文字の情報をパソコン機器等に含まれているナレーターを使って再生するテキストデイジー、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーの3種類がある。

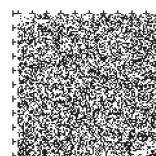




第6章 特性に応じた支援



※ SDGs の詳細は、P6 及び資料編に掲載しています。



第6章 特性に応じた支援



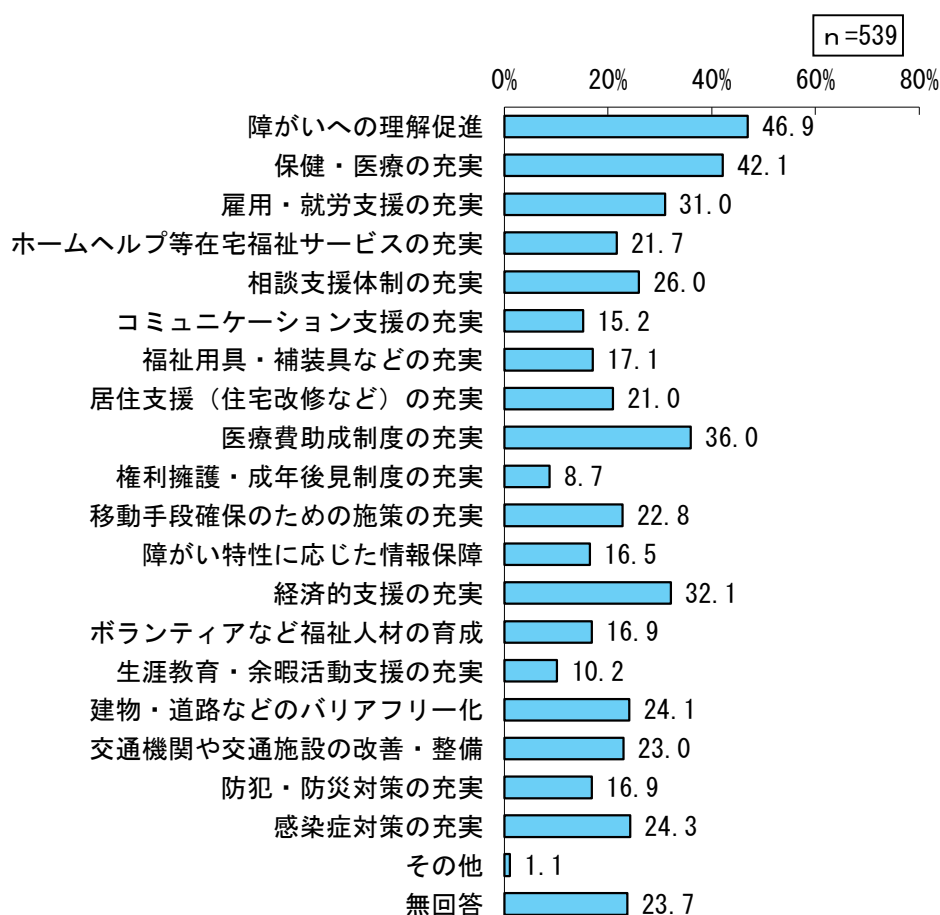
1 多様な障がいに対する支援

● 現状と課題

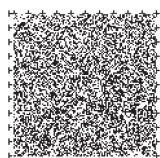
障がいの特性により、必要とする支援は多岐に渡ります。重症心身障がい、難病、発達障がい、強度行動障がい等、一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が求められています。

発達障がいは、出来る限り早期に適切な診断・治療や相談、指導、訓練などの支援が必要で、ライフステージの各段階において発見されることもあり、切れ目のない一貫した支援体制の構築が求められています。

図表 自分らしく生きることのできる社会とするために重要なこと（複数回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○重症心身障がい児(者)への支援

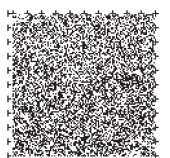
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
- ・医療的ケア児の支援のため、専門のコーディネーターの配置に努めます。

○発達障がいへの支援

- ・発達障がいへの重層的な支援体制の構築のため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に努めます。
- ・すすく相談、すすくランド、たんぼぼ教室及び教育支援委員会などを通じて発達障がいの早期発見や切れ目のない一貫した支援の充実に努めます。
- ・保健師などによる乳幼児家庭訪問や、乳幼児健診、健康相談のほか、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士など専門スタッフによる相談事業を実施します。
- ・発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、普及啓発による理解促進に努めます。

○精神障がいへの支援

- ・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、保健、医療、福祉等の関係者による協議を進めます。



2 教育・療育体制の充実

● 現状と課題

障がいがある子どもたちの能力を最大限に伸ばしていくために、出来るだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握し、適切な診断・治療や相談、指導、訓練などの支援が必要です。

本町では、子育ての相談専門員、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどの専門職員を配置し、相談支援体制の充実を図っています。

誰もが地域でともに育ち、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すため、インクルーシブ教育や相談支援体制の充実が求められています。

● 施策の内容

○障がいの早期発見への支援

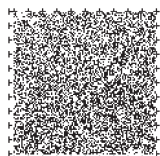
- ・すくすく相談、すくすくランド、たんぽぽ教室及び教育支援委員会などを通じて発達障がいの早期発見を行い、ライフステージの各段階に応じた支援を実施します。

○療育機能の充実

- ・子育ての相談専門員、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどの専門職員の配置や関係機関との連携により、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ・身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援センターの設置や障害児通所支援事業所の確保に努めます。

○インクルーシブ教育の推進

- ・合理的配慮が実践されるよう、児童への支援の在り方を研究するとともに、その成果を各学校と共有し、一人ひとりの障がいの特性に応じた特別支援教育の充実を図ります。
- ・医師・心理士・教職員など各分野の専門家と連携し、特性に合った就学支援の充実を図ります。
- ・必要とする支援の内容や発達段階に合った教育の場を提供できるよう、支援員、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーによるきめ細やかな支援を実施します。
- ・障がいの特性に応じた環境づくりや、学習を支援する機器・設備等の整備に努めます。



3 多職種連携による支援

● 現状と課題

障がいのある人の高齢化の進行により、介護保険と障がい福祉両制度の共生型サービスの実施など、ニーズに応じた包括的な支援体制づくりが求められています。

質の高い障がい福祉サービス等を安定的に提供していくには、多職種連携による支援の強化が必要です。医療・介護・福祉等の各分野の関係者・関係機関との連携の強化及び専門スタッフの資質向上を図り、早期から一人ひとりの個性やニーズに合った対応を行うとともに、障がいのある人やその家族等の不安に対する相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

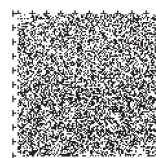
● 施策の内容

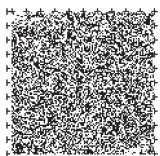
○相談支援体制の充実

- ・高齢者の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・複合的かつ複雑な課題を解決するため、地域包括支援センターや生活就労支援センター（まいさぼ信州長野）など、他の支援機関と連携・協働して取り組むことにより、様々な相談を包括的かつ重層的に受け止められる相談支援体制の整備を図ります。

○多職種連携による包括的支援

- ・医療・介護・福祉等の各分野の関係者・関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の構築を図ります。
- ・見守りを行う訪問員制度、緊急通報システム、水道メーター見守りシステムなど民間企業や関係機関と連携し、安心・安全な生活支援体制の整備を図ります。

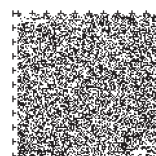




第7章 権利擁護の推進



※ S D G s の詳細は、P6 及び資料編に掲載しています。



第7章 権利擁護の推進



1 障がいに対する理解の促進

● 現状と課題

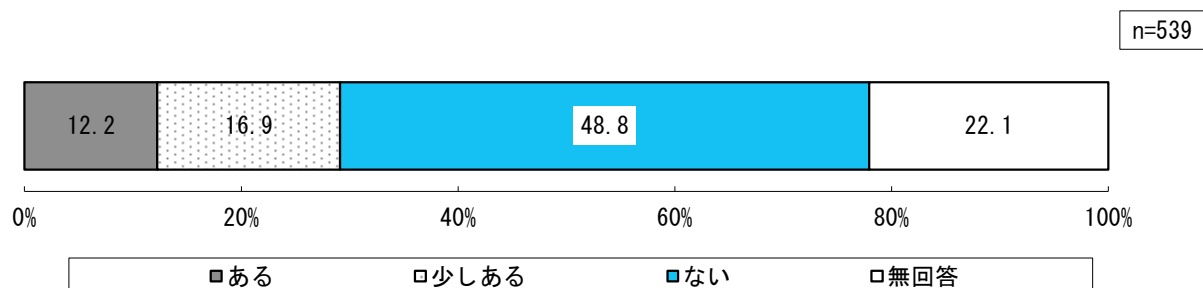
近年、障がいへの身勝手な偏見や差別意識が背景になって、多くの尊い命が奪われる事件が発生しています。こうした、偏見や差別を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障がいのあるなしによって変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有することが重要です。

アンケート調査結果では、差別や嫌な思いをした経験について、全体の約3割が「ある（少しある）」と回答しています。内部障がい、精神障がい、発達障がい、難病患者など外見からはわかりにくい障がいもあるため、障がいや障がいのある人への理解と認識を深めるための啓発・広報活動をより一層充実させる必要があります。

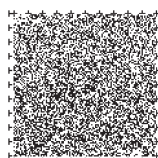
また、子どもの頃から、障がいのある人との交流や、障がいや障がいのある人を理解するための福祉教育を進めていくことが必要です。

障がいの有無や程度にかかわらず、ともに生活していくためには、個性や違いを認め合い、相互に理解を深めていくことが必要です。

図表 差別や嫌な思いをした経験の有無（単一回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○啓発・広報活動の充実

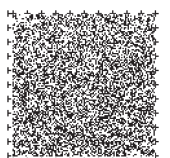
- ・障がい者への窓口における対応など、合理的配慮に向けて、職員の障がいへの理解に向けた取組の推進を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携し、障がい者支援のボランティア活動の促進を図ります。
- ・「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」の開催など、障がいに対する理解を深める講演会や研修会を開催し、理解の促進を図ります。
- ・リーフレットの作成・配布など様々な機会を通じて、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

○交流機会の創出

- ・幼少期・学童期から福祉に対する理解を深めるため、児童通所支援事業所や保育園、幼稚園、学校等と連携し、障がい児と児童・生徒との日常的な交流機会の充実を図ります。
- ・障がい者スポーツ大会への参加の促進や軽スポーツ・レクリエーションの開催など、スポーツや文化芸術活動を通じて、障がいのある人となない人の交流の機会の拡大を図ります。



人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会



2 権利擁護の推進

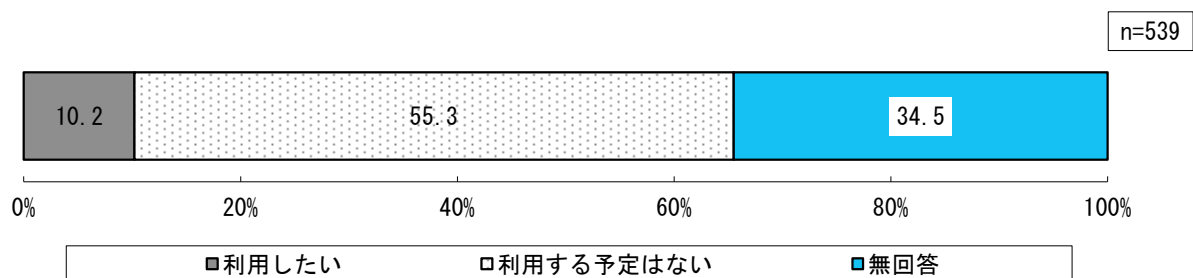
● 現状と課題

障がいのある人の権利擁護に関しては、平成24年に「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障がい者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人による通報や自治体の相談窓口の整備が義務づけられています。また、平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、様々な場面において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する「合理的配慮」などが求められています。

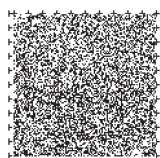
本町では、成年後見制度を利用したくても親族がいらないため申立てができない場合に町長が代わりに申立てを行う「町長申立」及び、審判の請求や成年後見人に対する報酬費用に係る助成制度として成年後見制度利用支援事業を実施しています。

成年後見制度は、制度内容や手続きが難しく複雑であり、後見人の役割について十分な理解がされていない状況であるため、地域住民や地域団体等の関係者も含めたさらなる普及啓発が必要です。

図表 成年後見制度の利用意向（単一回答）



出典：坂城町障害者計画等のための福祉に関するアンケート調査



● 施策の内容

○虐待防止対策の推進

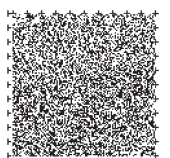
- ・関係機関による情報の共有と解決に向けた検討、個別ケースへの支援や虐待ケースへの対応を迅速かつ適切に行います。
- ・障害者虐待防止法について、福祉施設、学校、各種団体などへ周知し、虐待の早期発見や適切な対応が取れる体制の強化を図ります。

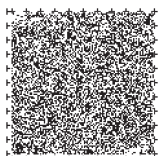
○差別解消の推進

- ・障がいを理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門的機関との連携強化を図ります。
- ・障がいの特性に応じた合理的配慮についての理解促進を図るとともに、差別の解消に向け、障がいに対する偏見や社会的排除など、あらゆる差別への認識を深めるための研修や啓発を行います。

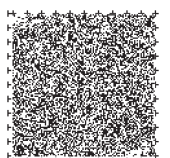
○成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の有効な利用促進のためには、本人以上に、その家族や地域全体への啓発が重要となるため、民生委員・児童委員、各種団体、地域住民など広く普及啓発を図ります。
- ・成年後見支援センターの機能を強化し、成年後見制度を利用しやすい環境の整備に努めます。
- ・町長申立手続きや法人後見の実施など、様々なニーズに対応した支援の充実を図ります。



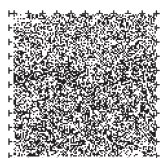


資料編



1 計画策定経過

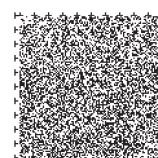
年月日	内容
令和2年 7月10日～22日	福祉に関するアンケート調査の実施 ・調査対象: 町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、特別児童扶養手当受給者、児童通所支援利用者、難病等患者見舞金支給者 ・調査方法: 郵送による配布・回収 ・配布数: 1018 票 ・回収数: 539 票 ・回収率: 52.95%
令和2年11月26日	令和2年度第1回坂城町障害者計画等策定委員会の開催 ・計画に関する基本事項についての報告 ・障がい者を取り巻く状況についての報告 ・坂城町障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)成果目標の実績についての報告 ・アンケート調査結果概要についての報告 ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)についての協議
令和2年12月15日	千曲・坂城地域自立支援協議会運営委員会の開催 ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)についての協議
令和3年1月13日	令和2年度第2回坂城町障害者計画等策定委員会の開催 ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)についての協議 ・意見募集についての協議
令和3年 1月18日～2月12日	坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(案)に係る意見募集の実施 ・意見件数: 8 件
令和3年2月25日	令和2年度第3回坂城町障害者計画等策定委員会の開催 ・意見募集の結果についての報告 ・坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画(第6期)・坂城町障害児福祉計画(第2期)(案)についての協議

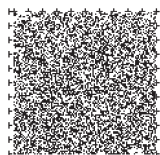


2 坂城町障害者計画等策定委員会委員名簿

任期：令和2年11月1日～令和3年3月31日

氏名	役職名	備考
西沢 悦子	坂城町議会議長	委員長
大森 茂彦	坂城町議会社会文教常任委員長	
塚田 明	坂城町民生児童委員協議会会長	副委員長
金子 万文	坂城町民生児童委員協議会副会長	
梅原 昌晴	坂城町身体障害者福祉協会会長	
中村 淳	坂城町手をつなぐ親の会会長	
前澤 好廣	坂城町精神障害者家族会会長	
滝沢 英知	ともいきライフ月影 所長	
塩野入 博幸	坂城町社会福祉協議会会長	
櫻井 範彰	南条小学校校長(校長会会長)	
岩井 博光	坂城町区長会会長(令和2年)	
宮本 秀樹	長野大学社会福祉学部教授	専門委員
中村 美恵子	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター 所長	専門委員





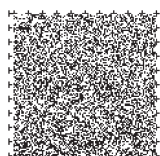
3 S D G s の目標の詳細

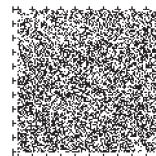
国際社会では経済、社会、環境の広範な課題に総合的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指すため、平成 27 年の国連サミットで採択された令和 12（2030）年を期限とする「SDG s（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）」の達成に向けた取り組みが進められています。

SDG s は 17 の目標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

【SDG s の目標の詳細】

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する





4 用語解説

【あ行】

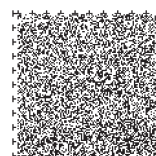
アクセシビリティ 【掲載ページ】 p. 27, 32, 33	情報の入手のしやすさ、施設や機器の利用のしやすさ。年齢や身体障がい等による利用の障壁を取り除き、障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、交通手段や施設等の利用、諸活動への参加ができること。
インクルーシブ教育 【掲載ページ】 p. 27, 40	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。
医療的ケア児 【掲載ページ】 p. 39	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする児童。

【か行】

強度行動障がい 【掲載ページ】 p. 5, 38	自傷行為や他害行為、激しいこだわりや器物破損などの生活環境に対する不適応行動が通常考えられない頻度と形式で出現しており、日常生活に困難が生じている状態。
高次脳機能障害 【掲載ページ】 p. 5, 39	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。
公衆無線 LAN 【掲載ページ】 p. 33	公共施設などに設置されたルーター（アクセスポイント）を通じて、不特定多数の人が、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などを無線でインターネットにつなげるサービスのこと。
合理的配慮 【掲載ページ】 p. 27, 31, 40, 45, 46, 47	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
戸別受信機 (防災行政無線用) 【掲載ページ】 p. 33	町内各戸・事業所に配布した防災行政無線（同報系）の屋内用受信装置のこと。親局（役場）からの無線通信を受け、自動的に音声・文字（文字表示機能付きのみ）で情報を伝達する。

【さ行】

重症心身障がい 【掲載ページ】 p. 5, 38, 39	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
信州パーキング パーミット制度 【掲載ページ】 p. 27	日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車区画の適正利用を図るため、利用対象となる方に長野県内共通の利用証を交付する制度のこと。
成年後見制度 【掲載ページ】 挨拶文、 p. 3, 4, 46, 47	認知症や障がいなどの理由により判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によって選ばれた後見人が、本人の財産の管理や身上保護などを行い、権利を擁護する制度のこと。



【た行】	
地域包括 ケアシステム 【掲載ページ】 p. 4, 39	住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が包括的に確保される仕組みのこと。
デージー図書 【掲載ページ】 p. 35	デジタル録音図書のこと。音声のみの音声デージー、文字だけで作成されており、文字の情報をパソコン機器等に含まれているナレーターを使って再生するテキストデージー、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデージーの3種類がある。

【は行】	
バリアフリー 【掲載ページ】 p. 4, 26, 27, 33, 35	高齢者、障がい者などハンディのある人が生活していく上で、物理的、社会的、制度的、心理的、情報など様々な面における障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。
防災行政無線 【掲載ページ】 p. 33	災害時の緊急情報など行政情報の伝達を無線により行う仕組みのこと。町では、屋外拡声器・戸別受信機へ放送を行う「同報系」と公共施設や地区集会所などの防災拠点間の情報伝達を行うための「移動系」の2系統を運用している。
法人後見 【掲載ページ】 p. 47	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

【ま行】	
モニタリング 【掲載ページ】 p. 30	ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

【や行】	
ユニバーサルデザイン 【掲載ページ】 p. 27, 35	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

【ら行】	
レスパイト 【掲載ページ】 p. 21	介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

